



サービスのご案内

■ 在留期間更新許可申請 (ビザの延長)

～「興行」～

サービスの内容

■ サービスに含まれるもの

- ビザに関するすべてのご相談（何度でも）
- 収集していただく必要書類リスト作成
- 申請理由書作成
- その他申請に必要な書類サンプルご提供
- 入管局出頭、交渉、申請、追加書類通知対応
- 審査結果通知受取
- 不許可理由ヒアリング同行（不交付時のみ）
- 無償での再申請（再申請可能な場合のみ）

■ サービスに含まれないもの

- 新しい在留カードの受理代行
- お客様個人および雇用主様保有の必要書類の収集

返金保証規定

金森国際行政書士事務所では、ご依頼後5万円を着手金としてお預かりしております。申請の結果不交付となった場合、再申請可能な場合は無料にて再申請致します。再申請の結果不交付となった場合や当事務所のミスにより不交付となった際には、着手金を全額を返金させていただきます。

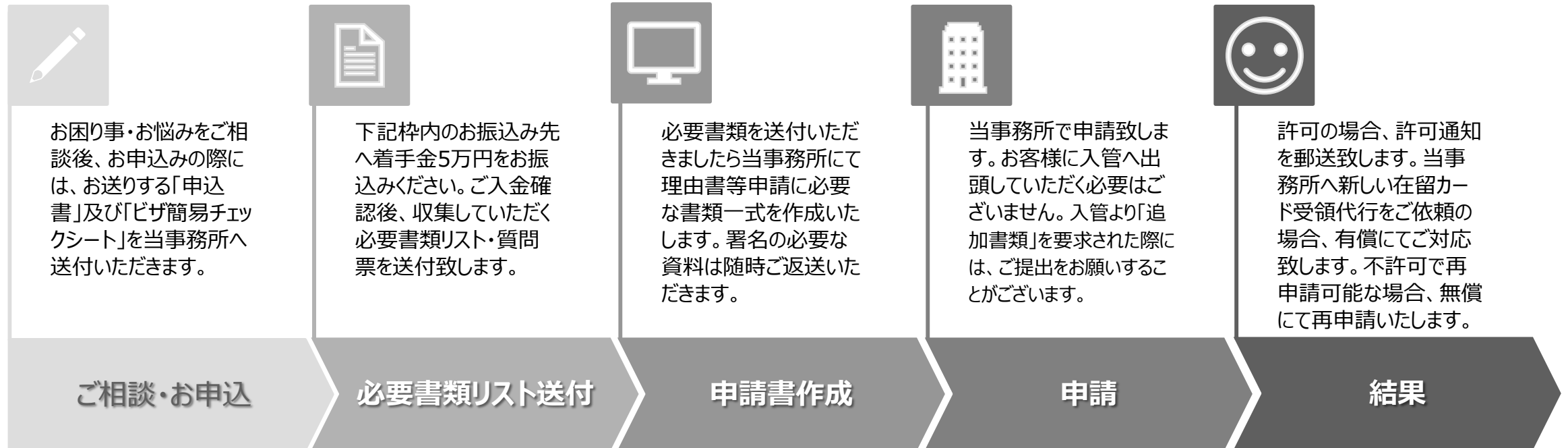
なお、受任時に許可の可能性が低いと判断したにも関わらず申請を依頼されるお客様に対しては、返金保証の対象外となる旨受任時にお伝え致しますので、ご了承願います。

■ 返金保証付で受任した場合でもご返金できないケース

以下のお客様の責めに帰すと認められた結果不許可となった場合には、返金を致しかねます。

1. 出入国在留管理局および当事務所のからの指示による書類提出にご協力いただけないこと
2. 不利益な事実を隠していたことが判明した場合（学歴詐称、書類偽造、過去の技能実習生失踪など）
3. ご依頼後、結果が出るまでに申請人様・雇用主様に犯罪行為があった場合
4. お客様都合による申請依頼の取り下げ（入社辞退・採用中止・会社設立取りやめ等含む）
5. お客様都合による再申請依頼辞退（再申請が可能な場合のみ）
6. お申込み時に記入していただくビザ簡易チェックシートに虚偽があった場合
7. 税金等未払いがあった場合

サービスの流れ



■お振込先銀行

三菱UFJ銀行 大倉山支店
普0580548
カナモリコクサイギョウセイシヨジムシヨ

※お振込み手数料はお客様負担となります。

サービスの料金（税込）

①基本料金

¥ 55,000

別途下記実費を頂戴いたします

- ・入管往復交通費
- ・レターパック等郵送費
- ・法務局印紙代 ¥ 600

※許可時には印紙代¥4,000
が必要です

②その他料金

当事務所へご依頼いただいた場合のみ発生します

- ・新しい在留カード受理代行
： ¥16,500
- ・出張費 ： 別途見積
→東京入管管轄（関東
圏）以外で申請の場合

③難度加算料金

交付の可能性が下がる
下記に該当する場合のみ、
それぞれ ¥ 33,000を頂戴
いたします

- ・当事務所以外で不交付
からの再申請
- ・招へい機関の財務状況が
直近赤字の場合
- ・在留期限まで14日以内

合計



① + ② + ③の合計

金森国際行政書士事務所では、外国人を雇用される企業様および日本で就労したい外国籍の方から年間1000件以上のご相談をいただいております。

Map of the area around Yokohama Station, showing the location of the Yokohama Stadium (横浜スタジアム) and the Yokohama Civic Center (横浜市民会館). The map includes labels for the JR Yamanote Line (JR山手線), the Tokaido Shinkansen (東海道新幹線), and the Yokohama Bay Bridge (横浜ベイブリッジ). A blue line indicates the route from the stadium to the Civic Center.

